

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日から消費税率(国・地方)が5%から8%に引き上げられ、更に令和元年10月1日から10%(一部軽減税率8%あり)に引き上げられたことに伴い、更別村の歳入である地方消費税交付金についても消費税率換算で1%分から1.7%分、更に2.2%(軽減税率分は1.76%)へ引き上げられました。

この地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確にするとともに「社会保障施策に要する経費」・「幼児教育の無償化に要する経費」に充てることとされました。

令和5年度更別村一般会計予算における社会保障施策への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	32,322千円
【歳出】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられている 社会保障施策に要する経費	748,844千円

(単位：千円)

社会保障 施策経費		令和5年度 予算額	財源内訳					
			特定財源				一般財源	うち、社会 保障財源化 分の地方消 費税交付金
区分	項目	国庫支出金	道支出金	村債	その他			
社会 福祉	社会 福祉費	362,506千円	51,917千円	49,255千円	48,300千円	16,503千円	196,531千円	16,492千円
	主な事業： 重度心身障害年金、障がい者日中活動支援事業 外							
	老人 福祉費	174,237千円	1,772千円	1,487千円	3,000千円	52,315千円	115,663千円	9,690千円
主な事業： 老人福祉施設等雇用対策事業、高齢者等在宅福祉サービス事業 外								
社会 福祉	児 童 福祉費	212,101千円	84,487千円	41,248千円	4,800千円	8,341千円	73,225千円	6,140千円
	主な事業： 学童保育所運営事業、地域子育て支援センター運営事業 外							
合計		748,844千円	138,176千円	91,990千円	56,100千円	77,159千円	385,419千円	32,322千円